

豊橋市パブリックコメント手続要綱及び逐条解説

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、本市の基本的な政策等の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

【考え方】

この手続は、市の基本的な政策等の意思決定過程において市民参加の機会を拡大し様々な意見の集約、市政の信頼性の確保、市民自らが市政に参加しているという意識の向上を図ることを目的としており、政策等に対する賛否を問うためのものではない。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策等の策定に際し、当該政策等の趣旨、内容等を広く公表し、市民等からそれに対する意見及び情報（以下「意見等」という。）を広く募集し、提出された意見等を考慮して当該政策等に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方等を整理し、その結果を公表する手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業管理者及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続に係る政策等に利害関係を有するもの

【考え方】

1. 平成11年4月から国において「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（閣議決定）」、いわゆるパブリックコメント手続が実施されて以来、マスコミ等により一般的に認知されてきている呼称「パブリックコメント」を手続の名称に用いるもの。

2. この手続に基づくパブリックコメント手続の実施機関は議会を除く市の機関すべてをこの条例の実施機関とする。（豊橋市情報公開条例（平成8年条例第2号）第2条の実施機関から議会を除いた機関）したがって議員提案の条例案などは対象としない。

3. 本市に在住する者のほかに、本市以外に居住する利害関係者（在勤、在学、土地所有者、施設利用者）なども広く「市民等」として位置付け、パブリックコメント手続の対象となる政策等に意見提出できる。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 市政に関する基本的な制度又は方針で、直接市民等を対象とするものについて定める条例の制定又は改廃に係る案の策定

- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（ただし、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
 - (3) 市の基本方針を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合はパブリックコメント手続を実施しないことができる。
- (1) 緊急を要する政策等を策定する場合
 - (2) 実質的に裁量の余地がないと認められる場合
 - (3) 政策等に関し市民等の意見を聴取する手続が法令に定められている場合
 - (4) 附属機関又はこれに類する機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定する場合

【考え方】

1.

- (1) 市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針や市政を推進する上での共通の制度を定める条例、例えば「情報公開条例」や「行政手続条例」、また「環境基本条例」や「男女共同参画条例」などが対象となる。
- (2) 「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例が該当する。ただし金銭徴収に関する条例については、地方自治法第74条第1項で直接請求の対象から除外されていることを踏まえ対象としない。
- (3) 将来の市の施策の基本方針、基本的な事項を定める計画等をいい、具体的な例として、「豊橋市基本構想・基本計画」、「中心市街地活性化基本計画」「地域福祉計画・次世代育成支援行動計画」等があるが、これらの計画などを新たに策定、改定しようとする場合は対象とする。
- (4) 広く市民等に適用される規則や市町村合併等の事例が対象となる。

2.

- (1) 「緊急を要するもの」とは、パブリックコメント手続実施に伴う所要期間の経過などにより、政策等の効果が損なわれるなどの理由で、パブリックコメント手続を経る余裕がない場合をいう。
- (2) 「実質的に裁量の余地がないと認められる場合」とは、法令や国、県の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に従うことを求められている場合をいう。
- (3) 「市民等の意見を聴取する手続が法令に定められている場合」とは、法令などの規定により公聴会の開催などの実施が義務付けられている場合をいう。具体的には、都市計画法に基づく都市計画決定の際に、法令等（条例等含む）により、公告、縦覧や意見提出、公聴

会開催等の手続が定められている場合をいう。

- (4) 審議会、協議会等の附属機関などにおいて、報告、答申などがなされた場合には、再度、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

《参考》

地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

(政策等の案の公表)

第4条 実施機関は、政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の案を策定した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した論点及び実施機関の考え方
- (3) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

【考え方】

1. 公表する案及び資料は、市民等がその内容を十分理解できるよう、難解な表現を避けわかりやすいものとする。また、論点などを明確にし、市民等からの意見提出がしやすくなるようにするとともに、適切な判断ができるよう必要かつ十分な資料提供をするものとする。

また、条例案については、単に条文を公表するだけでなく、市民等にわかりやすいようにできるだけ解説等を添付するものとする。

案の公表に併せて公表する関連資料は、実施機関が必要に応じて準備する。

「関連資料」としては、次に掲げるものが考えられる。

- (ア) 当該政策等の概要
- (イ) 根拠となる法令
- (ウ) 計画の策定または改定にあたっては、計画の概要
- (エ) 附属機関などで審議された概要もしくは報告、答申

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、所管課、じょうほうひろば、市民センターその他実施機関が指定する場所（以下「所管課等」という。）での閲覧及び配布並びに市のホームページにより行うものとする。ただし、政策等の案又は参考資料が著しく大量である場合には、所管課における閲覧方法により公表することができる。

【考え方】

1. その他実施機関が指定する場所として窓口センターや生涯学習センター、中央図書館を明確に位置付けし、所管課、じょうほうひろば、市民センターと同様に公表場所とする。
2. できるだけ多くの人に閲覧してもらえるように政策等の内容、対象者などを考慮した上で、必要と考えられる関係する施設や対象となる地域の施設などを活用する。

(事前周知)

第6条 実施機関は、政策等の案を公表するにあたっては、次に掲げる事項を市のホームページに掲載するほか、広報とよはしをはじめとする多様な情報発信手段を活用し、パブリックコメント手続の実施について市民等に周知するよう努めるものとする。

- (1) 政策等の案の名称及び概要
- (2) 政策等の案の入手方法
- (3) 政策等の案に対する意見の提出方法、提出期間

【考え方】

1. パブリックコメント手続を行う事案について、事前にできるだけ早い段階から市民等に実施を周知することとし、その手段としては、市のホームページへの掲載の他、広報とよはし、報道発表、ソーシャルメディア、FM とよはし、ケーブルテレビの活用などから、複数の情報発信手段を活用し、適切に必要な情報を提供するものとする。
なお、広報とよはしへの掲載については、政策等の案の公表開始後も含め、積極的に行うものとする。
2. 政策等の案の概要については、その策定における目的や背景、内容や考え方などについてできるだけわかりやすい言葉で具体的に明記する。またあわせて意見募集のポイントや提出意見への対応を示すこととする。

(意見等の募集及び提出期間)

第7条 実施機関は、政策等の案の公表の日から30日以上の間を設けて、意見等を募集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

【考え方】

1. 意見等の提出期間については、その期間が長ければ多くの意見等が寄せられる反面、政策等の決定に遅れが生じることが予想されるため、政策等の案の公表の日から30日（初日を含まずに算定）をひとつの目安とする。

（意見等の提出方法）

第8条 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- （１）実施機関が指定する場所への書面の提出
- （２）郵便
- （３）ファクシミリ
- （４）電子メール
- （５）その他実施機関が適当と認める方法

２ 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先（電話番号やメールアドレスなど）を明らかにしなければならない。

【考え方】

- １．意見等の把握を、書面などの記録として確認できるようにするため、提出方法を定めるもの。
ただし、視覚障害者などから録音テープ、点字などの提出があった場合は、適切に処理するものとする。
- ２．意見等の提出にあたり、市民等に責任ある意見等の提出や必要に応じて確認を行う趣旨から、原則として住所、氏名及び連絡先の明記を求めるものとする。

（意思決定に当たっての意見等の考慮）

第9条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の決定を行うものとする。

２ 実施機関は、政策等の決定を行ったときは、提出された意見等及び当該意見等に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容及びその理由を公表しなければならない。ただし、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）第6条第1項各号に規定する非公開情報に該当するものは除くものとする。

【考え方】

- １．市民等から提出された意見等を考慮して当該政策に係る意思決定を行うとともに、実施機関の考え方等を公表するもので、単に賛否の結論だけを示した意見については、実施機関の考え方を示さないものとする。
- ２．原則として、提出意見等そのものを公表する。ただし、類似の意見が多数提出される場合や意見が長文等である場合など、実施機関の判断により必要に応じ、提出意見を分類整理し又は要約したものを公表することができる。
- ３．公表にあたり、個人情報等（法人等事業活動、法令秘、公共の安全、秩序維持、非公開条件、審議・検討・協議、事務事業遂行）は非公開とする。
- ４．実施機関の考え方等の公表については、第5条に掲げる方法とする。

(実施状況等の公表)

第10条 市長は、パブリックコメント手続に関する案件について次に掲げる事項を明記した一覧表を作成し、じょうほうひろば及び市のホームページにより常時市民等に公表するものとする。

- (1) 意見募集を行っている政策等の案の名称及び意見募集期間
- (2) 意見募集が終了した政策等の案の名称及び意見募集期間
- (3) 意見募集を予定している政策等の案の名称及び意見募集予定期間

【考え方】

1. パブリックコメント手続の対象となっているものについて、市民等が容易に知ることができるよう、現在意見募集を実施しているものや既に同手続を終了したもののほか、今後実施するものも掲載する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、施行の際既に意思決定過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に同条に定める事前周知を開始する政策等について適用し、同日前に同条に定める事前周知を開始した政策等については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第9条の規定は、この要綱の施行の日以後に第7条に定める意見等の提出期間が終了する政策等について適用し、同日前に同条に定める意見等の提出期間が終了した政策等については、なお従前の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。